

均等割明細書の記載例

1 事業年度(算定期間)

平成22年4月1日 ～ 平成23年3月31日

2 事務所等

本店 練馬区から豊島区へ移転(平成22年6月30日)
支店 { 江東支店 江東区(平成22年8月8日廃止)
世田谷支店 世田谷区(平成23年1月15日設置)

3 従業者数(平成23年3月31日現在)

本店 55人
世田谷支店 15人

4 資本金等の額(平成23年3月31日現在)

3,000万円

主たる事務所等とは、「東京都内における主たる事務所等」をいいます。東京都以外の道府県に本店のある法人については、東京都内の事務所等の一つを「主たる事務所等」とし、それ以外の東京都内の事務所等を「従たる事務所等」としてください。

算定期間の末日現在の主たる事務所等の所在地を記載してください。

算定期間中に事務所等を有していた月数を記載してください。この場合、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数が生じたときは切り捨てます。ただし、期間の全部が1月に満たないときは1月とします。
事務所等の設置又は廃止があった場合の月数は、設置又は廃止の日を含めて計算してください。

均等割額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 法人名 ×××株式会社

事務所、事業所又は寮等(事務所等)の従業者数の明細				市町村の存する区域内における従たる事務所等	
東京都内における主たる事務所等の所在地	事務所等を有していた月数	従業者数の合計数	名称(外簡所)	所在地	
豊島区西池袋 1丁目17番1号 市(町村)	9	55			
特別区内における従たる事務所等					
所在地	名称(外簡所)	月数	従業者数の合計数	設置	平成年月日
1 千代田区					
2 中央区					
3 港区					
4 新宿区					
5 文京区					
6 台東区					
7 墨田区					
8 江東区	江東支店	4	0		
9					
10					
11					
12 世田谷区	世田谷支店	2	15		
13 渋谷区					
14 中野区					
15 杉並区					
16 豊島区					
17 北区					
18 荒川区					
19 板橋区					
20 練馬区					
21 足立区					
22 葛飾区					
23 江戸川区					
合 計 (主たる事務所等の従業者数の合計数を含む。)				70	

均等割額の計算					
区分	税率(年額)	月数	税額計算	税率表のI表に該当する法人	税率表のII表に該当する法人
特別区にのみ事務所等を有する場合					
主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超①	200,000	9	1,500,000	
従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人以下②	180,000	3	450,000	
特別区と市町村に事務所等を有する場合					
主たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人超③				
従たる事務所等所在の特別区	事務所等の従業者数50人以下④	130,000	4	430,000	
道府県分⑤					
特別区(市町村分)					
事務所等の従業者数50人超⑥					
事務所等の従業者数50人以下⑦					
納付すべき均等割額 ①+②+③+④又は⑤+⑥+⑦				2,590,000	

市町村に主たる事務所等を有する場合は、そのうちの主な事務所等の名称(外簡所)及び所在地を記載してください。

算定期間中に事務所等を設置又は廃止した場合は、当該事務所等を設置・廃止した年月日、名称及び所在地を記載してください。

(ア)欄 税率
均等割の税率表から該当する均等割額(年額)を記載してください。

(イ)欄 月数
事務所等を有していた月数を記載してください。
なお、事務所等が設置・廃止・移転した場合には、それぞれ事務所等を有していた月数が異なる区ごとに当該月数を記載してください。

税率表のI表に該当する法人
(特別区にのみ事務所等を有する法人)はこちらに記載してください。

税率表のII表に該当する法人
(特別区と市町村に事務所等を有する法人)はこちらに記載してください。

合計額を記載してください。
この金額は、各申告書の均等割額の欄に移記してください。

同一特別区内に2以上の事務所等を有する場合には、それぞれの従業者数の合計数を当該特別区内の従業者数として記載します。

算定期間中に事務所等を廃止し、当該特別区に事務所等を有しないこととなった場合は、判定時期における従業者数は0人となるため、50人以下として判定します。

事務所等の名称(外簡所)を記載してください。
なお、同一特別区内に2以上の事務所等を有する場合には、当該特別区内の主な事務所等の名称及び他の事務所等の数を記載してください。
また、主たる事務所等が所在している特別区については、当該特別区に主たる事務所等を有していても、この欄には記載を要しません。